

**広島県公安委員会告示第95号**

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定により、自転車の防犯登録を行う者である広島県自転車協同組合から、次のとおり住所の変更について届出があったので、同規則第11条第1項の規定により公示する。

平成23年12月12日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

変更前 広島市中区東平塚町10番10号

変更後 広島市南区東雲本町三丁目7番23号